

# 福岡県三潨郡大木町議会

## 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

人口減少、超高齢化社会などこれまで経験したことのない社会情勢の中にあつて、また地方分権のより一層の進展に伴い、地方自治体の自己決定、自己責任及び自己負担の範囲が拡大する中、議会の役割は一層重要性が増しており、地方議会の役割を果たさなければならない。

大木町議会は平成24年3月議会定例会で、大木町議会活性化特別委員会を設置し、1 大木町景観・土地利用計画の研究討議、2 大木町議会基本条例について研究討議をすることとした。

大木町景観・土地利用計画については、大木町第5次総合計画に提唱された「さらなる発展の基盤が整ったまち」における「土地の有効利用」実現のために何から始めるべきか協議・勉強会を重ねた結果、『景観ワークショップ』を開催することとなり、4回のワークショップ、36回の協議を重ね、「大木町景観・土地利用計画についての提言書」を作成、町長へ提言書を提出し、平成25年度景観・土地利用に関する予算化及び担当部署が設置され『景観及び土地利用計画検討委員会』の設立と取り組みがなされている。

次に「大木町議会基本条例」について、執行部との意見交換及び区長会での説明会など協議を重ね、足かけ3年がかりで平成25年9月定例議会にて制定した。大木町議会は、この議会基本条例を最高規範とし、議会活動を進めている。

このように直面する課題を的確に捉え、その解決に向けて積極的に取り組んでおり、併せて、各常任委員会・議会報発行特別委員会においては、それぞれの年間活動計画を4月に議長へ提出し、各種団体との懇談会の開催、視察研修の実施など、議員一人一人が自身の見識を高め、今後の政策づくりに役立てたいと積極的に活動をしているところである。

## 2 住民に開かれた議会

住民に開かれた町議会であるためには、議会運営及び議会活動が町民にわかりやすく、町民の意見が反映され、町民が議会へ参加しやすいことが重要であり、議会基本条例においても、町民に解りやすい開かれた議会づくりを実現することが必要であるとしており、その公開性、透明性をより高めなければならない。

議会広報誌「議会だよりおおき」を年4回発行し全世帯配布しており、この広報誌の編集にあたっては、議員6名で構成している議会報発行特別委員会

行い、議員自ら原稿の執筆、校正、写真撮影を行なっています。特に町民に読んでもらえる広報誌を目指し、議員と町民、各種団体との懇談記事の掲載等を積極的に進めています。

また、議会基本条例において、町民の議会参加、町民との連携を進めるため、議会は情報公開を徹底するとともに、町民、各種団体との意見交換等の場を積極的に設けることとしており、毎年多くの団体と意見交換等を実施し、特に昨年度については、全町民を対象とした議会報告会・意見交換会を実施した。今年度については、小学校区ごとの意見交換会を予定している。

議会録画のネット配信、ライブ映像の放映等については実施していないが、議会基本条例の制定を機に設置された議会基本条例推進委員会において、来年度から実施しようと、YouTube等を利用したネット配信を検討している。

今後も議会の公開性や透明性を高めるため、取組みを進めていきたい。